

令和7年12月 1日 開会
令和7年12月18日 閉会
(定例第10回)

大山町議会会議録

(副本)

大山町議会

大山町告示第218号

令和7年第10回大山町議会定例会を次のとおり招集する

令和7年11月25日

大山町長 竹口 大紀

- 1 日 時 令和7年12月1日(月) 午前10時
- 2 場 所 大山町役場議場
- 3 付議事件 提出案件表のとおり

○開会日に応招した議員

浅田龍太郎	小林直哉
近藤隆博	京力久子
西本憲人	豊哲也
島田一恵	加藤紀之
池田幸恵	大原広巳
米本隆記	大森正治
杉谷洋一	近藤大介
野口俊明	吉原美智恵

○応招しなかった議員

なし

第 10 回 大山町 議会 定例会 会議録 (第 1 日)

令和 7 年 12 月 1 日 (月曜日)

議 事 日 程

令和 7 年 12 月 1 日 (月曜日) 午前 10 時開会

1 開会 (開議) 宣告

2 議事日程の報告

日程第 1 会議録署名議員の指名について

日程第 2 会期の決定について

日程第 3 諸般の報告

(1) 議長の報告

① 説明員の報告

② 出納検査結果の報告

③ 陳情付託の報告

④ 意見書処理の報告

⑤ 提出された案件の報告

(2) 町長の報告

① 政務報告

② 報告第 18 号 議会権限に属する事項中、町長において専決処分すべき事項に係る報告について

③ 報告第 19 号 長期継続契約締結の報告について

日程第 4 議案第 134 号 機構改革に伴う関係条例の整備に関する条例について

日程第 5 議案第 135 号 督促手数料の廃止に伴う関係条例の整理に関する条例について

日程第 6 議案第 136 号 大山町財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例について

日程第 7 議案第 137 号 大山町税条例の一部を改正する条例について

日程第 8 議案第 138 号 大山町営住宅条例の一部を改正する条例について

日程第 9 議案第 139 号 大山町放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例について

日程第 10 議案第 140 号 大山町中山温泉館及び生活想像館条例の一部を改正する条例について

日程第 11 議案第 141 号 令和 7 年度大山町一般会計補正予算 (第 9 号)

日程第 12 議案第 142 号 令和 7 年度大山町国民健康保険特別会計補正予算 (第 6 号)

日程第 13 議案第 143 号 令和 7 年度大山町国民健康保険診療所特別会計補正予算 (第 6 号)

- 日程第 14 議案第 144 号 令和 7 年度大山町後期高齢者医療特別会計補正予算（2 号）
 日程第 15 議案第 145 号 令和 7 年度大山町介護保険特別会計補正予算（4 号）
 日程第 16 議案第 146 号 令和 7 年度大山町風力発電事業特別会計補正予算（3 号）
 日程第 17 議案第 147 号 令和 7 年度大山町温泉事業特別会計補正予算（1 号）
 日程第 18 議案第 148 号 令和 7 年度大山町下水道事業会計補正予算（第 5 号）
 日程第 19 議案第 149 号 令和 7 年度大山町水道事業会計補正予算（第 5 号）
 日程第 20 議案第 150 号 副町長の選任について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（16 名）

1 番	浅 田 龍太朗	2 番	小 林 直 哉
3 番	近 藤 隆 博	4 番	京 力 久 子
5 番	西 本 憲 人	6 番	豊 哲 也
7 番	島 田 一 恵	8 番	加 藤 紀 之
9 番	池 田 幸 恵	10 番	大 原 広 巳
11 番	米 本 隆 記	12 番	大 森 正 治
13 番	杉 谷 洋 一	14 番	近 藤 大 介
15 番	野 口 俊 明	16 番	吉 原 美 智 恵

欠席議員（なし）

欠員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長 …………… 野 間 光 書記 …………… 林 原 彰 吾

説明のため出席した者の職氏名

町長 …………… 竹 口 大 紀	教育長 …………… 鷺 見 寛 幸
副町長 …………… 吉 尾 啓 介	教育次長 …………… 浦 木 美 穂
総務課長 …………… 金 田 茂 之	幼児・学校教育参事 …… 鷺 見 勇 樹
財務課長 …………… 池 山 大 司	地方創生監 …………… 山 根 篤 大
住民課長 …………… 門 脇 恵 美 子	総合戦略課長 …………… 金 田 弘 美

商工観光課長……………源 光 靖	幼児・学校教育課長 ……井 上 龍
総合福祉課長……………田 中 真 弓	社会教育課長……………西 尾 秀 道
総合福祉課参事……………石 谷 美智子	まちづくり課長……………深 田 智 子
健康推進課長……………諸 遊 剛 史	こども課長……………末 次 四 郎
建設課長……………赤 川 佳 隆	農林水産課長……………桑 本 英 治
水道課長……………大 前 満	

午前 10 時開会

○議長（吉原 美智恵君） 皆さん、おはようございます。

開会に当たりまして、町民の皆様には議員討論会の開催についてご案内をいたします。討論会のテーマは、「社会教育の将来像」です。

討論会の期日は、12月16日火曜日の午前10時から、2時間程度を予定しています。

当日は大山チャンネルとユーチューブで生中継いたしますが、議場への傍聴にもぜひおいでいただきますようお願いいたします。

○議会事務局長（野間 光君） 互礼を行いますので、ご起立下さい。一同礼。着席してください。

開会・開議・議事日程

○議長（吉原 美智恵君） ただいまの出席議員は16人です。

定足数に達しておりますので、令和7年第10回大山町議会定例会を開会します。

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

本日は、諸般の報告のあと、本定例会に提出された各議案の提案理由の説明に続き、質疑を行います。

なお、日程第20、議案第150号 副町長の選任については、本日、質疑・討論・採決まで行いますので、よろしくお願いいたします。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（吉原 美智恵君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定によって、15番 野口俊明議員、1番 浅田龍太郎議員を指名します。

日程第2 会期の決定

○議長（吉原 美智恵君） 日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から 12 月 18 日までの 18 日間としたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉原 美智恵君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日から 12 月 18 日までの 18 日間に決定しました。

日程第 3 諸般の報告

○議長（吉原 美智恵君） 日程第 3、諸般の報告を行います。

地方自治法第 121 条の規定により、本会期中の会議に説明のため出席を求めた者の職・氏名は、お手元に配布の議案説明員報告書のとおりであります。

次に、監査委員から、お手元に配布のとおり、例月出納検査結果の報告がありました。検査資料は、事務局にありますので閲覧してください。

本日までに受理した陳情は、配付しました文書表のとおり、所管の常任委員会に付託しましたので、報告いたします。

次に 9 月定例会において可決した意見書は、9 月 29 日に関係方面へ提出いたしました。

本定例会に町長から提出された議案は、提出案件表のとおりであります。

次に町長から、政務報告につづき報告第 19 号 長期継続契約締結の報告についてまで、計 3 件の報告の申し出があります。これを許します。竹口大紀町長。

○町長（竹口 大紀君） 皆さん、おはようございます。本日から 12 月定例議会よろしく願いいたします。

それでは、令和 7 年 12 月定例議会におけます政務報告といたしまして、9 月定例議会以降における各種事務事業の取組み状況について、その主なものをご報告いたします。

まずは総合防災訓練についてです。

土砂災害を想定とした総合防災訓練を 10 月 18 日に行いました。訓練では建設業協会による土のう作成訓練、町消防団による土のう設置訓練及び町内巡回、赤十字奉仕団による炊き出し訓練、自治会においては避難訓練、避難所での段ボールベッド組み立てを行っていただきました。また、庁舎内に設置した災害対策本部においては、関係機関である警察、広域消防、町消防団との情報伝達等の訓練を行い、自然災害への対応について改めて確認いたしました。

次に、合併 20 周年記念式典についてです。

平成 17 年 3 月の旧 3 町合併から 20 年の節目にあたり、11 月 8 日に記念式典を行いました。式典においては赤澤経済産業大臣をはじめとして多数の来賓にお越しいただき、この間、町政発展にご貢献いただいた皆様を表彰いたしました。

次に、総合文化祭の実施についてです。

第 18 回大山町総合文化祭を 10 月 25 日・26 日に中山農業者トレーニングセンターを主会場に開催しました。2 日間の展示、ステージ発表、物販などにおよそ 4,000 人のご来場があり、賑やかな文化イベントとなりました。

続きまして、報告第 18 号 議会権限に属する事項中、町長において専決処分すべき事項に係る報告については、「議会権限に属する事項中、町長において専決処分すべき事項の指定について」の規定に基づき、専決処分をいたしましたので、地方自治法第 180 条第 2 項の規定に基づき報告するものであります。

改正した条例の名称及び改正内容はお手元に配布しております報告書のとおりであります。

続きまして、報告第 19 号 長期継続契約締結の報告については、大山町長期継続契約を締結することができる契約を定める条例第 4 条の規定に基づき、委託契約等を締結いたしましたので、議会にご報告するものです。

契約の内容等につきましては、お手元に配布しております「長期継続契約締結報告書」のとおりです。

以上で、報告の説明を終わります。

○議長（吉原 美智恵君） これで諸般の報告を終わります。

日程第 4 議案第 134 号 ～ 日程第 10 議案第 140 号

○議長（吉原 美智恵君） 日程第 4、議案第 134 号 機構改革に伴う関係条例の整備に関する条例についてから日程第 10、議案第 140 号 大山町中山温泉館及び生活想像館条例の一部を改正する条例についてまでの 7 件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。竹口大紀町長。

○町長（竹口 大紀君） それでは続きまして提案理由の説明をいたします。

議案第 134 号 機構改革に伴う関係条例の整備に関する条例の制定については、図書館を町民が集える場として利活用を促進し、地域と深く連携し活力あるまちづくりを推進する体制を構築し、あわせて国際交流に関する事務をまちづくり課所管とするため関係条例を改正するもので、地方自治法第 96 条第 1 項の規定により議会の議決を求めるものであります。

本条例の施行は、令和 8 年 4 月 1 日としております。

続きまして、議案第 135 号 督促手数料の廃止に伴う関係条例の整理に関する条例については、税等公金収納について、全国的に督促手数料を廃止する自治体が増えており、本町においても町税及びその他公債権に係る督促手数料について廃止することとし、これに関係する条例について整理するものです。

内容としましては、町税、介護保険料、後期高齢者医療保険料、農業集落排水処理施設使用料、道路占用料、公共下水道使用料、公共下水道事業受益者分担金などの関係条

例において、条文中の「督促手数料」の文言またはこれにかかる条文について、削除や改正をおこなうものです。

本条例の施行は、令和 8 年 4 月 1 日としております。

続きまして、議案第 136 号 大山町財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例については、町有財産の貸付にあたり、貸付相手方が地方公共団体である場合は、貸付期間に関わらず無償貸付行っておりますが、県の規定に合わせてこれを 1 年を超えない場合に限るものとするものです。

本条例の施行は、令和 8 年 1 月 1 日からとしています。

続きまして、議案第 137 号 大山町税条例の一部を改正する条例については、鳥取県税条例の一部が改正されることに伴い、大山町税条例についても所要の改正を行うものです。

改正の内容としましては、寄附金税額控除の対象となります寄附金について、県条例との整合を図るために、指定の期間を経過した法人について削除、新規に対象となる法人について登録するものです。

本条例の施行は、令和 8 年 1 月 1 日としております。

続きまして、議案第 138 号 大山町営住宅条例の一部を改正する条例については、耐用年数を経過した平成 4 年度及び平成 5 年度建設のさざんか台団地について、今後、売り払い等利活用を図るため、管理戸数を平成 4 年度 11 戸から 10 戸、平成 5 年度 6 戸から 5 戸とするもので、地方自治法第 96 条第 1 項の規定により議会の議決を求めるものです。

本条例の施行は、公布の日からとしております。

続きまして、議案第 139 号 大山町放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例については、主に、現在の大山西児童クラブの利用児童が今後増加する見込みのため、新たに旧所子保育所にところご児童クラブを開設するもので、地方自治法第 96 条第 1 項の規定により議会の議決を求めるものであります。

本条例の施行は、令和 8 年 4 月 1 日からとしております。

続きまして、議案第 140 号 大山町中山温泉館及び生活想像館条例の一部を改正する条例については、燃料価格等の高騰を踏まえ入浴料金の改定等を行うため地方自治法第 96 条第 1 項の規定により議会の議決を求めるものです。

本条例の施行は令和 8 年 4 月 1 日としております。

以上で提案理由の説明を終わります。

(日程第 4) 議案第 134 号

○議長(吉原 美智恵君) 7 件の提案理由の説明が終わりました。

このあと質疑を 1 件ずつ行います

議案第 134 号 機構改革に伴う関係条例の整備に関する条例についての質疑を行います。質疑はありませんか。

○議員（1 番 浅田 龍太郎君） 議長、1 番。

○議長（吉原 美智恵君） 1 番 浅田議員。

○議員（1 番 浅田 龍太郎君） 本定例会もよろしくお願ひいたします。

浅田でございます。図書館の所管をまちづくり課のほうに移管することについてですけども、どのような課題意識があって、何を解決するために移管させるのかをまず確認したいのが一つ。

また図書館としての役割ですとか、中立性に変わりはないか、どう担保していくのかについてが二つ目。大山町教育振興基本計画の改正と今後あるのかどうかをお伺いします。

○町長（竹口 大紀君） 議長。

○議長（吉原 美智恵君） 竹口町長。

○町長（竹口 大紀君） 機構改革に関しましては、全体の調整を副町長が行っておりますので、副町長からお答えをいたします。

○副町長（吉尾 啓介君） はい。議長。

○議長（吉原 美智恵君） 吉尾副町長。

○副町長（吉尾 啓介君） 浅田議員から 3 点、御質問がございました。

1 点ずつお答え申し上げます。

まず、今次機構改革において大山町図書館を社会教育からまちづくり課に所管替えるという理由でございますけれども、今後、生涯学習とまちづくりを一体的に進めていきたいという考えから、意思決定の過程をまとめたということと所管を変えるものでございます。

それから図書館の役割としては、従来の教養文化型の図書館という面に、まちづくりと一体的に進めるという上からは、さらに地域の知の拠点として、住民による課題解決型への支援を図書館が行っていくという面を加えていきたいというふうに考えておるのでございます。これ制度的には、既に令和 6 年度に公民館の所管を社会教育からまちづくり課に移管してございまして、公民館建設の検討もまちづくりの視点に立って行われているところでございます。

この際、生涯学習を支える拠点である図書館も隣接する様々な町の施策との連携を一層進められるように、公民館に合わせてまちづくり課に移管するという考えでございます。

それから所管の変更が行われることに伴って、図書館が図書館法、社会教育法で定められている性格であるとか機能に何らかの影響がないのかという御質問でございますけれども、法に定められました図書館の役割、業務に変更を加えるものではございません。

特に、政治的中立性でありますとか、継続性安定性、地域住民の意向の反映、専門性の発揮などに留意することが重要であるというふうに認識をしております。

今後とも町長部局と教育委員会の意見交換がしっかりと担保されることに十分に意を尽くしてまいりたいというふうに考えております。

それから3点目の大山町教育振興基本計画の改正の関係でございますが、これは教育委員会にお願いいたします。

○教育長（鷺見 寛幸君） 議長。

○議長（吉原 美智恵君） 鷺見教育長。

○教育長（鷺見 寛幸君） 浅田議員からの大山町教育振興基本計画についてですが、これについては、令和7年今年度より新しい振興計画のもとに行っておりますので、図書館についての記載があります。それにつきましては、今年度中に改定をするように予定しております。以上です。

○議員（1番 浅田 龍太郎君） 了解しました。

○議長（吉原 美智恵君） 他にありますか。

○議員（5番 西本 憲人君） 議長、5番。

○議長（吉原 美智恵君） 5番 西本議員。

○議員（5番 西本 憲人君） 今回、公民館と国際交流協会がまちづくり課に変わりますよってということ、そういった議案です。

僕、ここで事前に質疑通告でも出したんですけれど、ここ近年の機構改革は分かりにくくて住民さんが少し困っていますという声をよく聞きます。前回の一般質問でもほかの議員さんもされていたかなというふうに思います。こういったことがないように、そちらの業務をやりやすいように変えるんだったらすごくいんじゃないかなと思うんですけど、大体毎回こういったことがあるんで、100%は無理なんですけど、この辺を何とかならないかなというようなことで、そういった対策をされてるのかなというふうに思います。

今、浅田議員から質問あったように、内容はなぜ変えるか分かりました。国際交流協会のところだけはまだ返答いただいてないのでお願いします。

○副町長（吉尾 啓介君） 議長。

○議長（吉原 美智恵君） 吉尾副町長。

○副町長（吉尾 啓介君） 国際交流のところに絞ってお答えしていきたいと思っております。

御質問で国際交流協会の所管替えという表現をされましたけれども、国際交流協会は任意団体でございますので、町が所管するという言い方よりは、国際交流全体を所管する中で、大山町内の各種団体とお付き合い、協力をさせていただくというふうに御理解いただきたいと思います。その前提として国際交流の所管については、町全体としての、特に姉妹都市交流といった点に着目した場合、町を代表する首長がやはり統括する

立場ということが先方との関係においてもふさわしいのではないかというような御指摘も以前からいただいていたところで、それを踏まえて、首長部局、町長部局のまちづくり課に移管するものでございます。一体的に国際交流を引き受ける場所を明確にすることが出来るものと考えております。以上です。

○議員（5番 西本 憲人君） 議長。

○議長（吉原 美智恵君） 5番 西本議員。

○議員（5番 西本 憲人君） 公民館を新しく造るために、町長部局にこの社会教育全部じゃないにしても公民館とか、そういったものを集めるというのは、何か進めやすいためにそういったことを便宜上しているのかなっていう理解はできます。

ただ、少し心配なのが、この公民館建設計画のためにそういった集めているんだったらまちづくり課に集めてるのはいいかなと思うんですけど、町としての社会教育の要素というのが衰退してしまう懸念があります。これ教育の、3教育の一つとして学校教育、社会教育、家庭教育があると思いますけれど、教育委員会が今まで主管したこの社会教育、課は残るんでしょうけど、社会教育の中でも公民館ってそれを体現するための重要な箱だと思いますけど、建設するためにこっちに投げるんだったら理解はできますけど、社会教育の衰退がすごく懸念されます、この機構改革によって。

あとは、今回の議会だよりも載ってますけど、両委員会から出ている意見として、管理職の増加や、事務の複雑化で人件費の上昇が懸念されます。こういったことはこの機構改革に伴って発生したりしなかったり、教えてもらいたいです。

○副町長（吉尾 啓介君） はい。議長。

○議長（吉原 美智恵君） 吉尾副町長。

○副町長（吉尾 啓介君） まず先に人件費についての影響がないかということにお答えしたいと思います。

今回の所管替えに伴う定員等の増は考えておりませんので、それに伴う人件費増というものは発生いたしません。

それから社会教育そのものを大山町として今後どう振興していくのかという御趣旨の質問だったかと思しますので、教育委員会にお答えいただくことがふさわしいかと思いますが、今回の公民館の所管が外れ、図書館の所管が外れという非常に目立ったところかと思えますけれども、基本的には、社会教育そのものの所管は教育委員会で行っていくということには変わりがないので、従来のくくりで言いますと、青少年育成でありますとか、社会教育関係団体の育成補助、支援、それから社会体育といったものについては間違いなく、社会教育の一環として教育委員会のほうで支援、推進していただくものというふうに理解しております。

○教育長（鷺見 寛幸君） 議長。

○議長（吉原 美智恵君） 鷺見教育長。

○教育長（鷲見 寛幸君） はい、お答えいたします。

西本議員からの図書館がまちづくり課に移管することによって、社会教育の衰退を懸念されておられるという御質問でした。社会教育というのはかなり広い範囲のものを指しておりまして、学校教育以外、家庭教育以外、部分の幅広い、先ほど副町長からもありましたが、青少年の育成ですとか、図書館、それから生涯学習に含まれるもの、たくさんさんのスポーツのものとかあります。

それを全ての社会教育の分野を教育委員会だけで行うというものでもありません。むしろ、まちづくり課と連携しながら、教育委員会と連携しながら、町長部局と連携しながら、社会教育を進めることによって、幅広い教育が行われるというふうな認識を持っております。

昨年度、まちづくり課に公民館が移管されて、やはり公民館と図書館は一体化したところで行っておられる自治体が全国にもたくさんあります。そのことによりまして、地域住民との密接な交流、図書館を中心とした生涯学習の推進というような部分でたくさんさんのいい事例も全国には散見しております。

そういうことで、大山町がこれから生涯学習、また社会教育を推進するに当たって、新たなステージの社会教育を推進していくという県内でもトップレベルの社会教育が進められるように、教育委員会としても、町長部局と連携していきながら、行ってきたいというふうに思っております。以上です。

○議員（5番 西本 憲人君） はい、分かりました。

○議長（吉原 美智恵君） 他にありますか。

○議員（14番 近藤 大介君） 議長、14番。

○議長（吉原 美智恵君） 14番 近藤議員。

○議員（14番 近藤 大介君） はい、何点かお尋ねしたいと思えます。

図書館をまちづくり課に所管替えすることについてということで私も引き続きお尋ねしたいと思えます。

提案理由の説明の中でですね町長が、図書館を町民が集える場所にしていきたいという趣旨の発言をされました。大事なことだと思いますし、全く同感です。ただ、裏返すと、今はそうっていないという御認識なのではないでしょうか。それはなぜそうっていないというふうに考えられるのでしょうか。

そして、まちづくり課に、町長部局に図書館を移管すると、町民が集える場所になるということに関しての根拠であったり、図書館を集える場所にするためにこういう施策に取り組んでいくといったような裏づけについて御説明をいただきたいと思えます。

それから先ほどの他の議員とのやりとりの中で副町長が図書館を町長部局にする目的として、生涯学習とまちづくりを一体的に行うといったようなことを言われました。まあ、大事なことであるとはもちろん思うんですけども、生涯学習という言葉が行政の

ほうから言われるようになってもう 30 年以上経過すると私思っていますが、私の見方としては大山町は決して生涯学習がはっきり進んでいると言えるほどの取り組みはできていないと思っています。

また、まちづくりの取り組みについても、まだまだこれからのところである中で、生涯学習とまちづくりを一体的に取り組むと言われても、言葉自体は美しいんですけども、具体的にどういうふうに進めるのか、正直言ってイメージが私は湧きません。生涯学習とまちづくりを一体的に進めていくということはどういうことなのかもう少し分かりやすく、御説明いただきたいと思います。

それから、図書館については、教育委員会部局にある中で、学校図書館との連携が非常に密に行われていると思っております。現在の連携状況について御説明いただきたいことと、今度部局が分かれることになりますので支障がないのか、このあたりの懸念について御説明をいただきたいと思います。

また、図書館業務は、司書の配置があったり一定の専門性を要する仕事であります。その重要性は非常に高く、その業務を掌理し、把握しですね、統括する図書館長の役割も大きいと思うわけですが、町長部局に移った場合に、図書館長任命について、どのように考えておられるのか。今は、社会教育課長が兼務してる格好ですが、今後はまちづくり課長が兼務するようなことになるのか、その辺りについての御説明をお願いしたいと思います。

先ほど、ほかの西本議員なども聞いておられましたけども、公民館が既に町長部局になり、図書館も令和 8 年度以降、教育委員会部局から外れるということで、具体的に令和 8 年度以降、社会教育をどう進めていくのか、教育委員会部局の説明をお願いしたいと思います。

最後にですね、本当に公民館の活動図書館、それから国際交流、どんどんまちづくり課に集まって、まちづくり課の仕事も非常に増えるわけですが、反面、社会体育、スポーツの分野だけ教育委員会のほうに残されるような格好でそれを教育委員会のほうに残す理由は何なのか。もうこの際、体育の関係もみんなスポーツ振興、全部町長部局に移してもいいような気もしたりするんですけども、そうしない理由も合わせて説明をお願いします。

○町長（竹口 大紀君） 議長。

○議長（吉原 美智恵君） 竹口町長。

○町長（竹口 大紀君） お答えします。通告になかった質疑に関してはこちらで答えますし、通告にあったものに関してはそれぞれ副町長なり教育委員会からお答えをしたいと思いますけれども。

まず提案理由として、図書館を町民が集える場として利活用を促進したいという話をしました。そうしましたところ、近藤議員からは、ということは、現在集えてないとい

うことかというネガティブな御発言がありました。そういう意味ではなくて今も集っているけれども、さらにそれを促進したいということで、御説明をさせていただいたつもりでございます。

その手法についてのお尋ねもありましたけれども、これは先ほど来御説明をしておりますし、以前にもお話をさせていただいておりますが、図書館の持っている機能をもっとまちづくりに活用していく、それによって地域との連携を深めて結果、地域の人が図書館をもっと利活用する、そういうような循環につなげていきたいというところであります。

具体的な取組の内容に関しましては、今後一体的に所管をすることによって様々な意見交換がなされ、その中で具体的な施策が出てくるものというふうに認識をしております。そのほかにつきましては、それぞれお答えをさせていただきます。

○副町長（吉尾 啓介君） はい。議長。

○議長（吉原 美智恵君） 吉尾副町長。

○副町長（吉尾 啓介君） 御質問ありました図書館長は今後どうするのかということにつきましては、今現在では、移管後は、社会教育課長が図書館長を兼務していたのと同様に、所管となりますまちづくり課、まちづくり課長が図書館長を兼務するということをご想定しております。

今後、図書館の業務がまちづくり課、まちづくりの全体の事業の中で、図書館の形というものが明らかになっていく中で、専任の図書館長、求められる専門的知識、経験はどのようなものかということが、明らかになっていった時点で専任化については検討すべきものであるというふうに考えております。

あとは図書館と学校図書館の現在の連携状況につきましては教育委員会のほうにお答えをお願いしたいと思っておりますけれども、この点につきましても、今回の機構改革を行う内部協議の中で非常に図書館側のほうから懸念事項として、所管が変わることによって学校図書館との連携というものがおろそかにならないのかということが述べられておりました。

そのところは十分に認識をしております。学校との連携については、引き続き、重視してやっていくということで、内部的には協議をしたところでございます。

それから今後の社会教育をどうしていくのかということについては、教育委員会からのお答えがあるのでその中で触れていただくのが良いかと思っておりますけれども、最後に御質問ありましたスポーツだけが教育委員会に残る理由ということにつきましては、残りのスポーツ、社会体育だけではございません。社会教育全体についてやっていただくことは多々ございますので、スポーツだけを残すということで今回の機構改革を議論したものではないというふうにお答えしたいと思います。

○教育長（鷲見 寛幸君） 議長。

○議長（吉原 美智恵君） 鷺見教育長。

○教育長（鷺見 寛幸君） 近藤議員の御質問にお答えいたします。

図書館についてですが、現在も、町立図書館と学校図書館と合同の情報交換の会、また研修会も年に数回行っております。そういう中で、これは図書館部局が町長部局に変わったとしても、このことは続けていく予定でございますので、これまでどおりの連携は保たれる予定であります。

そしてもう一つ御質問のありました、大山町の社会教育をどう進めていくのかということですが、詳細については、担当課長がお答えしますが、昨年度、公民館が移管され、来年度図書館が移管されたとしてもまちづくり課とは連携をとりながら進めていきますし、今まで大山町社会教育課が担ってきた青少年育成ですとか、また、まちづくり課に移管された部署についても、共有される部分がたくさんあります。それは、大山町の生涯学習を進めていくですとか、社会教育を進めていく場合に、一緒になってやっけないといけない部分もたくさんありますので、その辺りは連携をとりながら、今までどおり進めていくということで、これからの社会教育が衰退することのないように、むしろ発展していくように進めていきたいというふうに考えております。

○社会教育課長（西尾 秀道君） 議長、社会教育課長。

○議長（吉原 美智恵君） 西尾社会教育課長。

○社会教育課長（西尾 秀道君） お答えします。補足ですけど、図書館の業務についてですけども、司書の研修もありますし、意見交換の場っていうことも設けたりはするわけですけども、その他、学校図書館が、例えば学校教育の中の授業のカリキュラムの中で、資料の提供というところを担うわけですけども、そういった部分にお手伝いできるところはやっておりますし、そのほかにも学校図書館では、購入されるのは難しいという部分については、学校図書館、町立図書館の予算のほうで、一般にも活用できるものについては、購入もしておるといような補完の状態もつくっておりますし、それぞれ相談しながら、学校図書館、町立図書館の業務ということでサポートしているというところでございます。

それと、社会教育についてでございますけども、先ほどありました今回、図書館が移管になるわけですけども、図書館以外の社会教育で残る部分について、法律で移管できないものっていうのがございます。それが社会教育の委員さんの関係であったり、社会教育の団体の関係であったり、あるいは青少年というところは法律により移管できないというところでございますし、それは従来どおり教育委員会のほうで、社会教育課のほうで進めていきます。そしてスポーツや文化というのは、法律上は移管は可能ですけども今回は引き続き社会教育のほうで担っていくということで、こういった部分については、併せて社会教育で引き続き行っていくというところにあります。以上です。

○町長（竹口 大紀君） 議長。

○議長（吉原 美智恵君） 竹口町長。

○町長（竹口 大紀君） すいません。生涯学習とまちづくりを一体的な実施というのは具体的にどういう話かというところについてのお答えがありませんでしたので、そこだけお答えしたいと思います。生涯学習とまちづくりって何か全く別のものみたいなイメージでとらえられておられるかもしれませんが、実はその生涯学習とまちづくりというのは、住民視点からすると同じ目標に向かって進んでいく上での役割だと思っております。

生涯学習というのは、知識・教養、あるいはスキルを身につける活動を通じて自己実現につなげていったり、またその自己実現の先にある地域貢献や社会貢献等につなげていく、そういう役割があるものだ。それによって地域も豊かになっていく、そういう考え方があると思っておりますし、まちづくりにおいては、いわゆるまちづくり活動等において、自分たちが住みやすい地域をつくっていく、その中において自己実現であったり、また地域貢献であったり社会貢献があるというような目的、目標があるわけです。

その中で、生涯学習というのは、どちらかという学ぼうで、まちづくりというのは動くほうということで、一般的に言われます例えば陽明学で言うところの知行合一、学ぶことと行動することをしっかり両輪合わせていくというのは、大事なことだというふうな考え方に基づいて、生涯学習とまちづくりを一体的に進めていきたいというところでございます。

○議員（14番 近藤 大介君） 議長。

○議長（吉原 美智恵君） 14番 近藤議員。

○議員（14番 近藤 大介君） 生涯学習とまちづくりを一体的に進めていくということについては、基本的には町長が言われるとおりじゃないかなというふうには思っておりますが、それはここ20年30年、生涯学習ということが言われてきてから、同じ課題はもともとあったものだと思っております。

それが町長部局に全部、公民館なり図書館をまとめたから、それが進むのかということがいま一つよく理解できないわけですし、町長部局にまとめたならそれが進む、その裏づけになるようなことについて御説明いただきたいのがまず一つ。

それから教育長が、県内でもトップレベルの社会教育を目指していくんだと言われました。そうあってほしいなと思うんですけども、ただ、まちづくり課に公民館の業務が移って1年まだたたないとはいえですね、町長部局になったら社会教育が進むようになったなというふうなイメージも正直湧かないところです。教育長御自身として、公民館や図書館が町長部局にあったほうがより社会教育は進むんだというふうに教育長御自身がお考えになっておられるのかどうか。そういったことと、社会教育が県下でもトップレベルになっていくために、具体的にどういうことをされるのか、その辺りお聞きしたいと思います。

それから副町長のほうが先ほど、図書館長について、基本的にはまちづくり課長が兼務する方向で考えておるといふことをおっしゃいました。やはり図書館については、図書館法、国の法律にのっとった、その精神にのっとった形での運営が第一義だと思うわけですが、それがまちづくり課長、しかも、非常に幅広い業務を既に持っているまちづくり課長が、図書館法の精神にのっとった形で業務ができるのか、私は甚だ心配に思いますし、まちづくり課長で大丈夫でしょうっていうふうには認識されている時点で、もう、初めから町長部局に公民館も図書館も統合ありきで進んでいて、町民にとっての社会教育とか、そういったことが置き去りにされたまま、物事が進んでいるのではないかと懸念をします。その辺りについての御説明、御見解をお願いします。

○町長（竹口 大紀君） 議長。

○議長（吉原 美智恵君） 竹口町長。

○町長（竹口 大紀君） 三つほど質問いただいたかと思いますが、二つ目三つでそれぞれ、教育委員会、そして副町長から答えたいと思いますが、私から1番最初にありました何で今までもそういう課題があって取組を進めてきたのに、町長部局に一体的に持つと、それがうまく進むんだというお話でした。一つは、部局が分かれていても、物すごく時間をかけてやれば、もしかしたらうまくいくなかもしれませんが、所管する部局を一つに持つ1番のメリットとしては、やはり意思決定が早くなるというところにあると思っています。それを、どれだけ時間かけてもいいので、引き続き部局分かれてでも連携してやっていきたいと思いますのか、一つの部局でもってその中で、今の課題になるべく迅速に対応していくのがいいのか、というところで今回の判断に至ったというところであります。

引き続き教育委員会とは連携をしながらやっていきたいと思いますが、その中心として公民館や既に移っていますが、公民館や図書館をまちづくりと一体的に持って、今後の課題等にあたっていきたいというふうには考えているところでございます。

○教育長（鷺見 寛幸君） 議長。

○議長（吉原 美智恵君） 鷺見教育長。

○教育長（鷺見 寛幸君） お答えいたします。

近藤議員御指摘の公民館・図書館が、教育委員会から離れることによって、生涯学習、社会教育がどうなるのかっていう御懸念を持っておられるということについてお答えいたします。

全国の事例を見ますと、公民館・図書館が町長部局にあったり、また、教育委員会事務局部局にあたり、いろんな様々な事例があります。その中で、大山町の特色というもの、一つは地域自主組織、まちづくりが非常に盛んになってきているという、こういったメリットがあります。その地域住民が主体となってまちづくりをやっていこうという、そういったメリットを活用しながら、社会教育、生涯学習を進めていくという観点

が、町長部局にあるというふうに私は認識しております。

その中で、昨年度、公民館がまちづくり課に移管され、まちづくりの中で、公民館がこれから新しい公民館として生まれ変わろうとしているという中で、やはり公民館と図書館は、ある程度一体化したもののほうが、より地域住民と密接でまた集える場になるというふうに考えております。

現在の地域自主組織の活動を見ておりますと、生涯学習の観点を持った活動をしておられる団体が非常に多いというふうに思っております。これが大山町の強みであります。その強みを生かした生涯学習を推進していくという観点では、まちづくり課、それを管轄するまちづくり課に公民館、そして図書館が移管されるということが、よりスムーズにまた発展的に進める要素となるというふうに考えております。

大山町教育委員会としましては、その二つのものが移管されることによって社会教育が衰退していくだとか、また、希薄なものになっていくというものとは捉えておりません。むしろそれをメリットと考えて、町長部局と連携しながら社会教育、また図書館、そして社会教育を進めていくと、というような考えにのっとりしておりますので、私自身はそれに沿って一緒にやっていきたいというふうに考えております。以上です。

○副町長（吉尾 啓介君） はい。議長。

○議長（吉原 美智恵君） 吉尾副町長。

○副町長（吉尾 啓介君） 専任の図書館長の任命の件でございますけれども、先ほどお答え申し上げましたように、当面、まちづくり課長がこれを兼務するという考えでございます。まちづくり課長、公民館の計画などもまた地域自治組織との関係など非常に業務が多忙な中に、重責に加わるわけでございますけれども、これは何とかまちづくりと生涯学習を一体的に進めるということの出だしのところは特に一緒に課長が統括できるという体制でまず立ち上げるということがふさわしいのかなというふうに考えております。

それから、大山町の図書館の形、内容がどうなっていくのかということを見た上で、どのような専任の図書館長が必要なのかということが明らかになっていった時点で、全体の指令配分のことも考えて、専任図書館長を置く、置かないということは検討をしていきたいというふうに考えております。

○議長（吉原 美智恵君） 他に質疑ありませんか。

○議員（12番 大森 正治君） 議長、12番。

○議長（吉原 美智恵君） 12番 大森議員。

○議員（12番 大森 正治君） 図書館が特にまちづくり課に移管することによる意義とか、あるいはメリットですね、これが今の質疑あるいは答弁で、大分明らかになってきたと思っておりますけれども、一つちょっと心配があるんですけども。単純なことです、図書館業務、それから国際交流の業務、これがまたまちづくり課に移管することによっ

て、さらに業務が増えるわけで、その辺りの負担ということが懸念されるわけですが、この解消については、どのようにお考えなのかお聞きしたいと思います。

○副町長（吉尾 啓介君） はい。議長。

○議長（吉原 美智恵君） 吉尾副町長。

○副町長（吉尾 啓介君） こちらも併せて条例の改正ということでお願いを出させていたいただいておりますけれども、この機構改革に伴って、やはり定員も措置しなければいけないという業務がございますので、その辺りのところは合わせて措置をする予定にいたしております。

○議長（吉原 美智恵君） 他に質疑はありませんか

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉原 美智恵君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

（日程第5）議案第135号

○議長（吉原 美智恵君） 議案第135号 督促手数料の廃止に伴う関係条例の整理に関する条例についての質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉原 美智恵君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

（日程第6）議案第136号

○議長（吉原 美智恵君） 議案第136号 大山町財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例についての質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉原 美智恵君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

（日程第7）議案第137号

○議長（吉原 美智恵君） 議案第137号 大山町税条例の一部を改正する条例についての質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉原 美智恵君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

（日程第8）議案第138号

○議長（吉原 美智恵君） 議案第138号 大山町営住宅条例の一部を改正する条例についての質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉原 美智恵君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

----- . ----- . -----

(日程第9) 議案第139号

○議長(吉原 美智恵君) 議案第139号 大山町放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例についての質疑を行います。質疑はありますか。

○議員(1番 浅田 龍太郎君) 議長、1番

○議長(吉原 美智恵君) 1番 浅田議員。

○議員(1番 浅田 龍太郎君) 所子児童クラブについて、新しく旧所子保育所のほうに設置するというので、今現時点でかなり建物自体が老朽化しているように見受けられます。実際に老朽化している箇所ですね、多数見られているんですけども、この所子のほうに児童クラブを設置するに当たって、修繕等を実施する予定はあるのか。また、自主組織が今そこを使われてますけれども、そこでの協議状況、もし今決まってることがあれば教えてください。

また全員協議会のほうで、令和8年度利用調査のほうを行って、大体これぐらいの人数が来るだろうということで説明がありました。その利用調査の方法についてちょっと教えていただきたいです。

もう一つ、子育て支援センターなわについてです。一定の利用が見られるんですけども、大山と中山へ分散していくような方針ということで理解していいのか、よろしくをお願いします。あっ、支援センターは違った。

○こども課長(末次 四郎君) 議長、こども課長。

○議長(吉原 美智恵君) 末次こども課長。

○こども課長(末次 四郎君) それでは御質問いただいた点にお答えいたします。

最初に修繕の件でございますけれども、施設としましては、老朽化しております、これまでも、地元の自主組織の方々が修繕を繰り返してこられてるということは承知しております。

その上で、現在のところを当面具体的な修繕の予定はないわけですが、今後としまして、仮に修繕ございましたら、修繕箇所、内容、規模に応じまして、町が行ったり、または地元の自主組織の方々と相談させていただきながら修繕は行っていくつもりであります。

あと8年度の利用調査の方法でございますけれども、これにつきましては、現在の大山西児童クラブの利用世帯全世帯と、あと大山きゃらぼく保育園の年長組の保護者、全員の方の希望を取りまとめた結果で、希望調査を行ったところでございます。

あと、支援センターのことも・・・

○議長(吉原 美智恵君) はい。あっ・・・、ごめんなさい。

○こども課長(末次 四郎君) よろしいですか。そしたら以上です。

○議員(1番 浅田 龍太郎君) 議長。

○議長（吉原 美智恵君） 1番 浅田議員。

○議員（1番 浅田 龍太郎君） 失礼いたしました。ちょっと続けて修繕のことについて教えてください。今後、自主組織と共用部分ですとか、そういったところ、もし協議が進んでいたら教えてください。

○こども課長（末次 四郎君） 議長、こども課長。

○議長（吉原 美智恵君） 末次こども課長。

○こども課長（末次 四郎君） 共用部分につきましては、まず前回、前回といいますか、先月、施設の利用につきまして相談に伺ったときに、そういったような心配の声も役員の方から出ておりました。今後、先ほど申しましたとおり、共用する部分ですので、内容なりを見て連携をとって、こちらが行うのか自主組織のほうにやっていただくのかというところは、相談しながら行っていききたいというふうに思っております。以上です。

○議員（1番 浅田 龍太郎君） 了解です。

○議員（14番 近藤 大介君） 議長、14番。

○議長（吉原 美智恵君） 14番 近藤議員。

○議員（14番 近藤 大介君） 同じく、児童クラブについて伺っていききたいと思うんですけど、まず大山西児童クラブについてですが、今の場所に移転するような格好になってからまだ3年ほどしか経過していません。改めてちょっと確認のためにお尋ねするんですが、今の鳥銀跡の施設の取得費用だったり、その後の施設改修費用、何度かあったと思いますが、それに要した費用の総額を教えてください。

それから、3年ほどでもう手狭になってしまったと。開設当初から、ちょっとこれ狭いんじゃないのという議会内での意見もあったわけですが、果たして需要見通しが適切だったのか、御認識をお尋ねしたいと思います。

今度新しく設置される所子児童クラブについてなんですけれども、先ほど浅田議員も聞かれましたけれども、改めてこの施設、建築年数が何年かということ、今後ですね、何年ぐらいこの建物を児童クラブとして使っていく考えか、先ほどちょっと答弁を少し濁されたとは私は思っておりますので、今後の修繕費用の見通し、改めて聞きたいと思えます。

○こども課長（末次 四郎君） 議長、こども課長。

○議長（吉原 美智恵君） 末次こども課長。

○こども課長（末次 四郎君） お答えいたします。

現在の施設の取得費用でございますけれども、土地の購入に1,100万円、あと施設につきましては無償譲渡を受けております。

それと、その後の修繕の総額でございますけれども、令和4年から現在まで、現在までといいますか、実質令和6年度までになります、約2,143万円、要しております。

それと当時の需要見通しでございますが、当時は、新しくできました大山西児童クラ

ブと、それ以前まで使っておりました老人福祉センター、2 か所を併用した形で児童クラブを運営していくというような計画でございました。実際、取得後も2 か所を併用した形で運営したわけですが、その後、老人福祉センターの水道関係の不具合が出てきて、現在は大山西児童クラブ1 か所で、その後、運営を行ってきたところでございます。

あと旧所子保育所の建築年数ですけども、昭和60年に建築しております。

それとこの施設を今後何年ぐらい使っていくのかというお話でございますが、現時点でそのことを申し上げることは難しいかなというふうに思っております。御存じのとおり周辺では、今でも新しい家が建ち、また今後、町のほうで子育て支援の住宅が整備される予定となっております。そういった近隣の状況を踏まえた上で、議員が御質問のあった点は今後検討していかなければならないかなというふうに思っております。

あわせて、修繕の件でございますけども、具体的に今後どれぐらいかかるのかということでございますが、それも現時点では分からないところでございます。あの施設的に、あの施設は地域の自主組織の方々が、自主組織そして地域の交流拠点として、施設を活用されておられますけれども、そういった修繕内容にもよるわけですが、放課後児童クラブとして、使用する部分につきまして今後どれぐらいの修繕があるのかというのは、現時点で具体的な数字は申し上げる段階ではないというふうに思っております。

以上です。

○議員（14番 近藤 大介君） 議長、14番。

○議長（吉原 美智恵君） 14番 近藤議員。

○議員（14番 近藤 大介君） 所子に新たに開設する児童クラブについては、近隣のニューヴィータだったり新栄だったり、あのあたりの子供たちの利用を想定していると。言わば町外から転入してこられた、多くは核家族が対象になるのかなと思ってるわけですが、共働きの家族が一般的になっている状況の中で、果たして今の施設を改修した、放課後児童クラブが子供たちにとって行きたい学童保育になるのか、ちょっと心配をしています。あそこはあんまり行きたくないとかって言われると、親御さんも困られるところも多いんじゃないでしょうか、それから行政の側も手狭な西と比べて扱いに困ったりするわけです。その辺り、子供が安心して通えるというか、喜んでいける学童になるのか、親が安心して預けられる学童になるのか、その辺りの見通しについて改めて御説明いただきたいことと、それから、振り返ってみれば、三、四年前、4年も5年も前から、今の当時の学童保育では、施設的に無理なのは分かっていたわけで、所子に伝建地区があることを思えば、そして今の保育園跡が伝建地区に似つかわしい施設とは言いがたいというような状況の中で、伝建地区のやはり案内場所、地域の交流拠点、それから学童保育といった多機能の複合拠点として整備をしておけば・

○議長（吉原 美智恵君） 近藤議員・

- 議員（14番 近藤 大介君） 3000万の費用も決して・・・
- 議長（吉原 美智恵君） 質疑ですのでご自分の意見は控えてください。
- 議員（14番 近藤 大介君） 分かっています、分かっています。3,000万の費用が無駄な投資にならずに済んだかもしれないし、今後、ますます古い建物の修繕費用、築40年経つ中でどんだけ設備の改修に費用がかかるか見通しできない中で、ちょっと計画が余りにも場当たり過ぎないかというふうに思うわけですが、その辺の計画性についての御認識をお尋ねしたいと思います。
- 議長（吉原 美智恵君） 条例ですので、答えられる範囲で。
- こども課長（末次 四郎君） 議長、こども課長。
- 議長（吉原 美智恵君） 末次こども課長。
- こども課長（末次 四郎君） まず1点目の子供や保護者の方々が安心できるのかということですが、既にあの場所は地域の子供たちの交流スペースとなっております。そして、もともとあそこは保育所として機能したところですので、子供たち向けには、優しい施設なのかなというふうに考えておりますので、そういった意味では、放課後児童クラブとして使用するのには適切な、適切といいますかいい施設かなというふうに思っております。

あと計画についてでございますけれども、現在の大山西児童クラブの現状につきましては、以前にも御説明させていただきましたとおりですが、その上で、こういった形がいいのかというのを、こういった施設が使えるのかというのを地区内で考えていった場合、最終的な利用として、よりベターな場所はあの場所だというふうな判断に至ったところでございまして、あの場所が、所子保育所が、より適切な場所というふうに判断したところでございます。その上で、今回議案の上程とさせていただいたところでございます。

以上です。

- 議長（吉原 美智恵君） 他に質疑ありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕
- 議長（吉原 美智恵君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。
ここで休憩とします。再開は11時15分です。

午前11時休憩

午前11時15分再開

（日程第10）議案第140号

- 議長（吉原 美智恵君） 再開します。
議案第140号 大山町中山温泉館及び生活想像館条例の一部を改正する条例についての質疑を行います。質疑はありますか。

○議員（5番 西本 憲人君） 議長、5番。

○議長（吉原 美智恵君） 5番 西本議員。

○議員（5番 西本 憲人君） 温泉館の条例、生活想像館の条例が一部改正しますよということで、住民さんに分かるように。条例改正により、温泉・生活想像館の利用者はどのように値段が変わるか、結局改正額は、今回条例として載ってるんですけど、具体的な設定額はどういうふうになるのか。温泉使うのに幾ら変わるのか、生活想像館使うのに幾ら変わるのか。恐らく今回そういったことが変わってくると思うんで、その辺教えてもらいたいと思います。

あとは現在、温泉・生活想像館の住民さんとしての利用率はどのぐらいで、年間利用人数はどれぐらいかということをお教えください。

○まちづくり課長（深田 智子君） 議長、まちづくり課長。

○議長（吉原 美智恵君） 深田まちづくり課長。

○まちづくり課長（深田 智子君） 西本議員さんの御質問にお答えします。

まず、今回の条例改正ですけれども、温泉館のほうです。こちら条例では料金の上限を定めております。ただ条例で定めた金額を上限としまして、町と指定管理者が協議をして入浴料金を決定いたしますので、入浴料金につきましては今回の条例改正案では中学生以上が700円、小学生以下は350円、6枚つづりですと3,500円、9枚つづりは割引率が6枚つづりと同様であり、利用者が少ないために廃止、16枚つづりは8,750円というふうに上限を定めております。

ただこの条例改正が議決された後に、指定管理者さんとの協議によって実際の入浴料金を決定します。実際の入浴料金につきましては、現段階の予定としましては、中学生以上が600円程度、小学生以下は300円程度というふうに考えています。さらにこの金額とした場合の6枚つづりの料金は3,000円、1枚あたりは500円になります。16枚つづりは7,500円。1枚あたりが約470円ということのような設定を考えております。

また生活想像館の冷暖房費の設定を今回の条例改正で提案をしておりますので、このことによります生活想像館の町内利用団体の方の利用料金のことですが、減免の団体もございまして、減免で御利用される団体さんにつきましては冷暖房費設定しましても、冷暖房費を追加でいただくようなことは予定をしております。そのほかの方の御利用につきましては、設定どおりの金額で冷暖房費をお支払いいただくような予定としております。

さらに、件数ですね、温泉館とか生活想像館の利用件数につきましては、温泉館の住民の方の利用率につきましては、令和6年度の利用者が約7万3,000人で、半数が大山町の方の利用です。生活想像館につきましては、令和6年度の利用状況が延べ1,546件で約2万1,000人の御利用がありました。

申請の件数から見ますと、町内の方の利用がほとんどで、およそ9割程度は町内の方

の利用になります。以上です。

○議員（5番 西本 憲人君） 議長。

○議長（吉原 美智恵君） 5番 西本議員。

○議員（5番 西本 憲人君） はい。物価も上がるとし燃料費も上がるということで、料金が上がるのはしょうがないのかなと思うんですけど。9割住民さんということなんで、何か住民割引みたいなのとかって設定してる温泉とかも中にはあったりすると思うんですけど、そういうそういったことの検討はなかったでしょうか。

○まちづくり課長（深田 智子君） 議長、まちづくり課長。

○議長（吉原 美智恵君） 深田まちづくり課長。

○まちづくり課長（深田 智子君） すいません、9割が住民さんの御利用というのは生活想像館の御利用で、温泉館は半数が住民さんの御利用になります。町民割も検討いたしましたけれども、指定管理者との協議の上、個人、住所確認が煩雑になるですとかいろいろ受付での事務が発生しますので、今回は見送りとしたところです。

生活想像館につきましては、9割方が住民さんの御利用で、各種減免対象の団体につきましては減免の対応をさせていただいておりますので、それは引き続き、無料で減免して御利用いただけるような状況となっておりますので、以上です。

○議員（5番 西本 憲人君） 了解しました。

○議長（吉原 美智恵君） 他にありませんか。

○議員（12番 大森 正治君） 議長、12番。

○議長（吉原 美智恵君） 12番 大森議員。

○議員（12番 大森 正治君） 入浴料金の改正案について質疑します。

課長のほうから、この入浴料金の改正案の額も示されましたけども、その額、そう上限ということでもありますので、それ以内に収めるということになると思いますけども、ただその上限の数値を出された根拠ですね。これ私計算しましたら、現行よりもどの場合も、1.4倍という、結構高い値段になっているわけですけども、物価高騰やむを得ないという面もあると思いますが、1.4倍にされた。上限を1.4倍にされた根拠というのを示してください。

○まちづくり課長（深田 智子君） 議長、まちづくり課長。

○議長（吉原 美智恵君） 深田まちづくり課長。

○まちづくり課長（深田 智子君） 入浴料金の上限を1.4倍に設定した根拠ということでございますけども、まず、先ほども御説明しましたが、現段階では入浴料金は600円程度というふうに考えております。

そちらにつきましてはエネルギー価格の高騰分を考慮して計算して出したものでございますけども、700円というのは、今後のエネルギー料金ですとか、様々な消耗品、人件費などの上昇を見込んで設定をしております。細かな計算をして、何年後にこの金額

が妥当というふうな計算をして出してはおりませんが、今後、様々な経費がですね上昇した場合に、鳥取県の入浴料金の改定に合わせて、速やかに改定できるようにということで上限を700円といいますか、設定をさせていただいております。

近隣の入浴施設を参考にしまして、あまり高額にならないような料金で設定をしておりますので、御理解いただけたらというふうに思います。以上です。

○議員（12番 大森 正治君） はい。了解です。

○議長（吉原 美智恵君） 他に質疑はありませんか
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉原 美智恵君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

日程第11 議案第141号～日程第19 議案第149号

○議長（吉原 美智恵君） 日程第11、議案第141号 令和7年度大山町一般会計補正予算（第9号）から日程第19、議案第149号 令和7年度大山町水道事業会計補正予算（第5号）までの9件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。竹口大紀町長。

○町長（竹口 大紀君） 議案第141号 令和7年度大山町一般会計補正予算（第9号）について、提案理由のご説明をいたします。

本案は、名和中学校管理棟の揚水ポンプ絶縁不良に伴うポンプ取替工事や、御来屋漁港団地の外壁剥落に伴う緊急修繕の実施に係る費用の新規計上、『介護・訓練等給付費』や『特別医療費』の追加など、既定の事業内容の変更又は追加の必要が出てきたことなどにより、歳入歳出予算の過不足を調整するため、既定の歳入歳出予算の総額に1億1,472万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を130億6,457万5,000円とするものです。

続きまして、議案第142号 令和7年度大山町国民健康保険特別会計補正予算（第6号）については、医療機器の購入による補助金相当額の国民健康保険診療所特別会計への繰出金で、既定の歳入歳出予算に、35万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、19億1,589万2,000円とするものです。

続きまして、議案第143号 令和7年度大山町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第6号）については、経年劣化により更新が必要となった大山口診療所の臨床化学分析装置の購入および大山診療所消防設備の修繕料が主なもので、既定の歳入歳出予算に、390万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を3億4,857万1,000円とするものです。

続きまして、議案第144号 令和7年度大山町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）については、後期高齢者保険料の還付金の増額に伴い、既定の歳入歳出予算に17万9,000円を追加し、予算総額を3億3,099万3,000円とするものです。

続きまして、議案第145号 令和7年度大山町介護保険特別会計補正予算（第4号）

については、介護給付費等償還金、保険給付費の増額が主なもので、既定の歳入歳出予算に1億304万6,000円を追加し、予算総額を23億9,357万8,000円とするものです。

続きまして、議案第146号 令和7年度大山町風力発電事業特別会計補正予算（第3号）については、公課費が主なもので、既定の歳入歳出予算に103万5,000円を追加し、予算総額を6,352万1,000円とするものです。

続きまして、議案第147号 令和7年度大山町温泉事業特別会計補正予算（第1号）については、委託料が主なもので、既定の歳入歳出予算に250万円を追加し、予算総額を922万5,000円とするものです。

続きまして、議案第148号 令和7年度大山町下水道事業会計補正予算（第5号）については、企業債利息の増額により下水道事業収益及び費用をそれぞれ43万円追加するものです。

続きまして、議案第149号 令和7年度大山町水道事業会計補正予算（第5号）については、中山地区水道管路緊急改善工事の増額が主なもので、資本的収入を1億2,884万5,000円、資本的支出を1億2,892万7,000円それぞれ増額するものです。

以上で、提案理由の説明を終わります。

（日程第11）議案第141号

○議長（吉原 美智恵君） 9件の提案理由の説明が終わりました。

このあと質疑を1件ずつ行います

議案第141号 令和7年度大山町一般会計補正予算（第9号）の質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉原 美智恵君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

（日程第12）議案第142号

○議長（吉原 美智恵君） 議案第142号 令和7年度大山町国民健康保険特別会計補正予算（第6号）の質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉原 美智恵君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

（日程第13）議案第143号

○議長（吉原 美智恵君） 議案第143号 令和7年度大山町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第6号）の質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉原 美智恵君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

(日程第 14) 議案第 144 号

○議長 (吉原 美智恵君) 議案第 144 号 令和 7 年度大山町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 2 号) の質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 (吉原 美智恵君) 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

(日程第 15) 議案第 145 号

○議長 (吉原 美智恵君) 議案第 145 号 令和 7 年度大山町介護保険特別会計補正予算 (第 4 号) の質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 (吉原 美智恵君) 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

(日程第 16) 議案第 146 号

○議長 (吉原 美智恵君) 議案第 146 号 令和 7 年度大山町風力発電事業特別会計補正予算 (第 3 号) の質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 (吉原 美智恵君) 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

(日程第 17) 議案第 147 号

○議長 (吉原 美智恵君) 議案第 147 号 令和 7 年度大山町温泉事業特別会計補正予算 (第 1 号) の質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 (吉原 美智恵君) 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

(日程第 18) 議案第 148 号

○議長 (吉原 美智恵君) 議案第 148 号 令和 7 年度大山町下水道事業会計補正予算 (第 5 号) の質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 (吉原 美智恵君) 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

(日程第 19) 議案第 149 号

○議長 (吉原 美智恵君) 議案第 149 号 令和 7 年度大山町水道事業会計補正予算 (第 5 号) の質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉原 美智恵君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

○議長（吉原 美智恵君） ここで暫時休憩します。

〔山根地方創生監 退席〕

午前 11 時 15 分休憩

午前 11 時 16 分再開

日程第 20 議案第 150 号

○議長（吉原 美智恵君） 再開します。

日程第 20、議案第 150 号 副町長の選任についてを議題とします。

本議案は、本日、質疑・討論・採決まで行います。

提案理由の説明を求めます。竹口大紀町長。

○町長（竹口 大紀君） それでは議案第 150 号 副町長の選任について提案理由の御説明を申し上げます。

本案は、吉尾副町長が、令和 7 年 12 月 31 日をもって任期が満了することに伴い、本町の副町長として山根篤大さんを新たに選任いたしたく、地方自治法第 162 条の規定により議会の同意を求めるものであります。

山根篤大さんは、平成 2 年 1 月生まれで現在 35 歳、平成 26 年環境省に入省され、本省及びいくつかの地方環境事務所等で勤務され、直近では、令和 6 年 3 月 31 日まで、九州地方環境事務所沖縄奄美自然環境事務所奄美群島国立公園管理事務所国立公園保護管理企画官として勤務されておられました。

皆様も御承知のとおり、令和 6 年 4 月 1 日からは地方創生監として、本町の課題解決に取り組んでいただいております、人格・識見とも適任と考えるものであります。

なお、任期は令和 8 年 1 月 1 日から令和 11 年 12 月 31 日までの 4 年間でございます。

よろしく御同意のほどお願い申し上げます、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（吉原 美智恵君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

○議員（5 番 西本 憲人君） 議長、5 番。

○議長（吉原 美智恵君） 5 番 西本議員。

○議員（5 番 西本 憲人君） はい。副町長の選任案件ということで、私も山根さんはとても素晴らしい、山根地方創生監はとても素晴らしいというふうに感じています。

この副町長、私は町長が気づかない視点やときには、町政の課題に対して、町長とも意見を述べながらですね、町長を補佐しつつも、牽制する役割が不可欠というようなポジションだというふうに考えています。

新しい候補者はですね、その役割が全うできるというふうに町長はどのようにお考えでしょうか。

○町長（竹口 大紀君） 議長。

○議長（吉原 美智恵君） 竹口町長。

○町長（竹口 大紀君） お答えします。先ほど全員協議会でもお答えをしたとおりでありますけれども、総合的に判断をして適任であるというふうに考えております。

○議員（5番 西本 憲人君） 議長。

○議長（吉原 美智恵君） 5番 西本議員。

○議員（5番 西本 憲人君） はい。具体的なことの説明はちょっとしていただけなかったようなんですけど、追加でちょっと確認させていただきます。

こういった人事案件の議案に対する質問は、ちょっと言い方間違えると人物批判みたいな形に間違えかねないので、少し誤解がないように丁寧にお話をさせていただきます。

副町長人事案について、より具体的に3点確認させてください。1点目は、町内情勢の把握です。新しい候補者は中央省庁という御経験を持ってですね、貴重な知見を持ちますが、当町ですね、大山町の歴史的、地域的な課題や町民の皆様の細やかなニーズを深く理解するのに十分な時間をかけられたんでしょうか。今後の町内情勢の把握について具体的な取組・計画などがあればお示しく下さいというのが1点目です。

二つ目はですね、行政経験の深さです。大山町の副町長という要職は、多彩な経験に基づいた判断力と各方面での調整能力が求められるというふうに思っています。とても若い候補者ではあります。優秀だというふうには承知していますが、現時点での行政経験の深さについて、この重要なポストを担う上で不足はないと町長は断言できますでしょうか。これが2点目。

3点目はですね、自立性の担保です。こちらは現職の副町長もとても輝かしい経歴をお持ちでしたが、結果としてとても語学などにたけていたように思いますが、こういったことに対しての目に見える成果というのはですね、あまり私、この期間内にですね、認識できていません。町政運営における建設的な批判役もなかなか果たせなかったのではないかなというふうに感じているところです。

新しい候補者には、前例のような町長の意向に沿うだけということには、こういった状況にもしなっているのであればこういったことを避けるために、どのような目標設定と評価の仕組みをもってその自立性を担保していくんでしょうか、教えてください。

○町長（竹口 大紀君） 議長。

○議長（吉原 美智恵君） 竹口町長。

○町長（竹口 大紀君） お答えします。

様々な御意見、御懸念点があろうかと思いますが、それらを総合的に判断をして適任であるというふうに認識をしておりますし、現副町長に関しても、人物・能力としても申し分のない仕事をこの4年間してもらったというふうに思っておりますし、目に見える仕事だけが、副町長の仕事ではないというふうに思っておりますので、適任であったとも考えているところでございます。

- 議員（5番 西本 憲人君） 議長。
- 議長（吉原 美智恵君） 5番 西本議員。
- 議員（5番 西本 憲人君） さすがにちょっと答弁漏れだと思いますので、具体的に質問したので、具体的に返信をしていただければと思います。
- 町長（竹口 大紀君） 議長。
- 議長（吉原 美智恵君） 竹口町長。
- 町長（竹口 大紀君） お答えします。議案の質疑としてお答えすべきところは全てお答えをしたというふうに考えております。
- 議長（吉原 美智恵君） 質疑ですので今、答えられる限り答えたということが町長申しておりますので、これ以上の答弁は引き出しにくいかと思います。こちらのほうでは、人事案件ですので。
- 議員（5番 西本 憲人君） 了解しました。
- 議長（吉原 美智恵君） 他に質疑ありませんか。
- 議員（14番 近藤 大介君） 議長、14番。
- 議長（吉原 美智恵君） 14番 近藤議員。
- 議員（14番 近藤 大介君） 大山町の副町長の選任ということで、西本議員もちょっと懸念しておられるところがありました。私も、今日 35歳の非常に若い方と、国のほうから派遣で来られてまだ1年半という方の人選を聞いて、非常にちょっと驚いているところではあります。山根地方創生監、私もお人柄としては非常にすばらしい方だと思っております。西本議員も言われるように、問題は大山町の副町長としてふさわしいかどうかというところで心配しておるところですが、地方創生監が大山町の今の職に就かれてまだほんの1年半しか経過してないわけですけれども、この間、地方創生監として、どのような実績があったか、この点についての御説明をお願いいたします。
- 町長（竹口 大紀君） 議長。
- 議長（吉原 美智恵君） 竹口町長。
- 町長（竹口 大紀君） お答えします。実績に関しましては、議員の皆様もよく御承知だと思いますけれども、各種政策の統括等をはじめ各種業務に当たってきたというところでございます。
- 議員（14番 近藤 大介君） 議長、14番。
- 議長（吉原 美智恵君） 14番 近藤議員。
- 議員（14番 近藤 大介君） 改めてお尋ねするんですけど、こういう仕事をしてきたというそれは御説明なわけですけれども、その成果について、町長としての、御認識をお尋ねしております。どのような成果があったのでしょうか。
- 町長（竹口 大紀君） 議長。
- 議長（吉原 美智恵君） 竹口町長。

○町長（竹口 大紀君） お答えします。各種成果があったと認識をしております。

○議員（14番 近藤 大介君） はい、分かりました。

○議長（吉原 美智恵君） 他に質疑ありませんか。

質疑なしと認め、これで質疑を終わります。これから討論を行います。

討論はありませんか。

○議員（14番 近藤 大介君） 議長、14番。

○議長（吉原 美智恵君） 14番 近藤議員。

○議員（14番 近藤 大介君） 反対討論をさせていただきます。

○議長（吉原 美智恵君） 討論がありますので、まず原案に反対者の発言を許します。

近藤議員。

○議員（14番 近藤 大介君） 本案について、反対の討論をさせていただきます。

先ほど申し上げましたが、山根地方創生監、優秀な方だと思いますし、お人柄もすばらしい方だと思っております。

ただ問題は、大山町の副町長として、この方が本当に適任かどうかということを考えてときに、ひょっとしたらそうなのかもしれませんけど、ただでも竹口町長からは、我々を納得させる、こういうことだから適任なんだと。この方に副町長としてこういった仕事をしてほしいんだと、そういった具体的な言及が何らなかった、反対の理由はここにあります。

もう少し詳しく話をさせていただきます。また、私以前に、役場のOBの方とお話する中で、副町長はどういった方が望ましいんだろうかという話をしたことがあります。西本議員もちょうど質疑の中で指摘されました。どの方もね、やはり同じようなことを言われます。副町長は、町長と職員、町長と議会、それから町長と町民・地域、そういったものの間に立って、パイプ役として調整機能を果たしていく役割だとか、それから町長の補佐役として仕事の後押しをすることはもちろんだけれども、町長が判断を間違えそうになったり行き過ぎたときには、冷静にブレーキをかけることもできる、そういうことができる人でないといけないということを言われる方が大体皆さんでした。

そのような役割を副町長として果たしていくためには、役場職員、特に課長クラスなどの幹部職員にしっかり信頼されて役場組織のマネジメントにたけた人でなければいけませんし、何よりも大山町のこと、地域の実情をしっかり把握し、町民に信頼される人物が望ましいというようなことを大体皆さん共通して言われますし私もそう思います。

先ほども述べましたように地方創生監は非常に優秀な方だと思っておりますが、繰り返しになりますが、そのことと大山町の副町長にふさわしいかどうかというのは別の話です。赤ちゃんの出産から教育、産業振興、高齢者福祉、障害のある方への支援、生活困窮者への支援、医療、介護、道路や上下水道のインフラ整備などなど、町民が生まれてから亡くなるまで、ありとあらゆる生活の場面で、最も身近な行政機関、それが市町

村行政で、やはり大山町役場です。

その組織のナンバーツーとして、実務経験が非常に少ない、また地域の実情について、十分に理解しておられるとも言いがたい、そのような方をなぜ登用しようとされるのか。

私は1番の問題は、そんなような不安材料がありながら、新しい副町長に何を期待し、私を含め不安材料を心配する町民に対して、どのように対応していくか、そういった説明を町長が十分にされていないということでもあります。私は町民の代表である議員として、町民に、この方は副町長に適任の方ですかと聞かれた際に自信を持って、そうですという根拠を住民の方に納得してもらえる理由を、今、町長から説明を受けていません。このことが、私が同意しかねる理由でございます。よって本案に反対をいたします。

以上です。

○議長（吉原 美智恵君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

討論ありませんか。他に討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉原 美智恵君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第150号を採決します。お諮りします。

本案は原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（吉原 美智恵君） 起立多数です。

したがって、議案第150号は原案のとおり同意することに決定しました。

ここで 暫時休憩します。

午前 11 時 31 分休憩

〔山根地方創生監 着席〕

午前 11 時 32 分再開

○議長（吉原 美智恵君） 再開します。

ここで、吉尾副町長と山根地方創生監から挨拶の申し出がありますのでこれを許します。吉尾副町長。

○副町長（吉尾 啓介君） 12月末日をもちまして副町長の任を終えることとなりました。私、至らぬものではございましたが、何とか4年の職務任期を務めることができましたのは、ひとえに皆様の御理解と御協力によるものと厚く御礼申し上げます。ありがとうございました。

私にとりまして、この12月定例会の最後の議会となりますが、最後までどうぞよろしく願いいたします。

〔拍手あり〕

○議長（吉原 美智恵君） 次に、山根地方創生監、お願いいたします。

○地方創生監（山根 篤大君） このたび副町長に選任をいただきました山根篤大と申します。

昨年4月より、地方創生監として環境省から出向して大山町で務めさせていただいております。こちらまず、挨拶の分を用意してきましたんですが、その前にいろいろ御意見いただいたことでもありましたので、そのことにも少し触れさせていただければなと思っております。

まず若過ぎるではないかというところ、それは私自身もやはり最初にこのお話をいただいたときに驚いたところでした。四十にして惑わずという言葉がありますが、まだそのような年齢にも至っておりません。まさに、この大山町の行政、自治体の行政、非常に責任重大なものだと思っております。これ私のような若い年齢で努めていくにあたって、やはり竹口町長のお考えをしっかりと聞くということ、そして管理職の皆様、御経験のある職員の皆様、そういった方々の御意見をしっかりと聞きながら、そしてその調整役になるというところが、竹口町長がこの若い私に御期待いただいているところなのではないかなというふうに思っております。

また少し個人的なことにも踏み込んでお話しさせていただきますと、実は今回、竹口町長の御尽力によってこの環境省と大山町の人事交流というものは始まったわけで、私が1人目、環境省から出向してくる1人目でございます。市町村に対して、環境省が派遣をするということは非常に珍しい事例であります。それに当たって今回環境省の中で、公募がありました。誰か大山町に行きたい人はいませんかと。私はそこで手を挙げさせていただきました。それはまず、もちろん一般的に地方自治体の行政、これに是非に関わってみたい、携わってみたいということがあったということもありますけれども、それ以上にですね、実は大山町とは縁がありまして、実は以前、大山町に地域おこし協力隊で来られた方と、個人的に約七、八年前ですかね知り合っておりまして、その方を訪ねて何度もこの大山町に足を運ばせていただいております。その中で非常にこの大山町魅力的な場所だなというふうに感じておりました。

その中で今回、こういった非常に貴重な機会、恐らくこの前私は奄美大島のほうで勤務しておりましたので、流れから言いますと東京の環境省の本省に戻るとというのが一般的な流れでありましたけれども、この機会を逃すとこの大山町で働く機会はないだろうというふうに思って、手を挙げさせていただいて、そして、環境省のほうからもそれを認めていただいて、今この場所にいることができるというふうに思っております。

ですのでやはり、まずこの御縁、頂いた機会っていうものに感謝をして恩返しをするという気持ちでしっかりと取り組んでまいりたいと思っております。

また、まず私がこれまでどういった経験を積んできたかということも、御存じでない方のほうが多いかと思っておりますけれども、私環境省に自然保護官、レンジャーという役職で採用されております。これ全国の国立公園であったり世界遺産、こういったものを

守るということをしておりまして、大山町と環境省もこの大山隠岐国立公園というところでつながりがあって、今回のお話になっているわけではありますけれども、自然保護官というと自然を相手にする仕事だろうというふうに思われると思います。それは半分、そのとおりであります。ただもう半分は人、人間を相手にする仕事です。それはどういうことかといいますと、やはり、私たちの生活、暮らし、あるいは文化、そういったものは豊かな自然環境の上に成り立っている。今成り立っているのもそうですし、歴史的にも積み重ねられてきている。その中でまたいろいろな生活をする、あるいは、教育、あるいは建築、建設を行う、そういった中でこの自然と人間の関わりのあり方、関係性のあり方はどうあるべきかというところが常に論点になってきます。

そういったところに、私たちのような環境省の職員が入って、いろんな方の意見を聞きながら、その調整を担うと、これが環境省の自然保護官、レンジャーの役割になります。

まさにこういったことというのは、今、大山町で地方創生監として私が務めさせていただいてるところと、非常に共通するところだなというふうに思っておりますし、恐らく副町長として働かせていただく中でも、全く同じような重要なことではないかなというふうに思っております。その意味で私の役割というところをしっかりと果たしてまいりたいというふうに思っております。

また、大山町に来させていただいて、もともと私にとって大山のイメージ、自然が非常に豊か、そういったところがとても大きなイメージで、それは今も変わっておりません。ますます強くなりましたけれども、それだけじゃなくってやはり、山から海まで、自然があって、その恵みがあって、でまたこの地に暮らす方々がやはりその恵みを大事にしておられる、そのことを強く感じる事ができたというのがこの1年半、暮らして非常に心にあります。

やはりこういった人々の思い、そういったものをしっかりと受け止めながら役割を果たしてまいりたいというふうに思っております。

もうしばらくの間、皆様とここで一緒にお仕事をさせていただけることをうれしく思っております。どうぞよろしく申し上げます。

[拍手あり]

○議長（吉原 美智恵君） 以上で、本日の日程は終了しました。

次回は12月10日に会議を開き、一般質問を行いますので、午前9時半までに本議場に集合してください。本日はこれで散会します。

午前11時55分散会